

○自治医科大学医学部共同研究講座規程

(平成 26 年規程第 15 号)

改正 平成 27 年規程第 15 号 平成 31 年規程第 21 号
令和 3 年規程第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、自治医科大学医学部(以下「本学」という。)における共同研究講座の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 共同研究講座は、共同研究を目的とする民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)からの研究費(寄附金によるものを除く。)を有効に活用して、本学の主体性のもとに設置及び運営し、もって本学の教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 共同研究講座とは、本学に設置される教育研究のための組織であって、民間機関等からの研究費(寄附金によるものを除く。)により担当教員等の給与、研究費、旅費、光熱水費その他運営に必要な全ての経費を賄うものをいう。

(名称)

第 4 条 共同研究講座には、当該共同研究講座における研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 共同研究講座の名称について、民間機関等から申出があった場合は、民間機関等の名称が明らかとなるような字句を付することができるものとする。

(設置)

第 5 条 学長は、民間機関等から共同研究講座の設置の申込みがあった場合において、共同研究講座の設置が本学における教育研究の進展及び充実に有益であると認めたときは、教授会の意見を聴いて、当該共同研究講座の設置を決定するものとする。

2 前項の定める設置の申込みは、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 共同研究講座設置申込書(別記様式第 1 号)

(2) 共同研究講座設置受入申出書(別記様式第 2 号)

(3) その他共同研究講座の設置に係る審査において必要とする書類

3 共同研究講座の設置を決定したときは、民間機関等と共同研究講座設置契約書を締結し、講座の設置に必要な手続きをとるものとする。

(設置期間等)

第 6 条 共同研究講座の設置期間は、原則とし 1 年以上 5 年以下とする。ただし、学長が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、更新することができるものとする。

2 共同研究講座は、通常の講座への転換を前提としない。

(共同研究講座教員)

第 7 条 共同研究講座を担当する教員は、自治医科大学医学部特定有期雇用教職員に関する規程(平成 17 年規程第 71 号)及び自治医科大学客員教授取扱規程(平成 12 年規程第 6 号)の定めにより、共同研究講座教員として任用する。

2 共同研究講座教員は、原則として准教授に相当する者、講師に相当する者、助教に相当する者及び客員教授（学長が特に必要と認めた者に限る。以下同じ。）とする。

3 共同研究講座教員の選考は、本学の教員に関する学内諸規程に準ずるものとする。

（構成）

第 8 条 共同研究講座は、原則として准教授に相当する者、講師に相当する者、助教に相当する者及び客員教授のうち 2 人以上をもって構成するものとする。

2 前項に定める者のほか、共同研究講座には必要に応じて共同研究講座担当教員以外の教員を兼務教員としておくことができるものとする。

（職務内容等）

第 9 条 共同研究講座教員は、当該共同研究講座における教育研究に従事するほか、当該共同研究講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、他の講座における教育、研究指導又は診療を担当することができるものとする。

（経理等）

第 10 条 共同研究講座に係る民間期間等からの研究費は、その設置期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、本学が認めた場合には、毎年、必要な額を分割して受け入れることができるものとする。

2 前項の共同研究講座の研究費は、学術研究補助金、助成金等取扱規程（平成 8 年規程第 18 号）の定めるところにより委託研究費として受け入れ、経理するものとする。

（内容等の変更）

第 11 条 共同研究講座の内容等を大きく変更しようとするときは、第 5 条の定める手続を経なければならない。

（特許等の取扱い）

第 12 条 共同研究講座教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、自治医科大学発明等取扱規程（平成 17 年規程第 2 号）の定めるところによる。

（事務）

第 13 条 共同研究講座に関する事務のうち、経理に関する事務は総務部総務経理課が、その他の事務は大学事務部研究支援課が行うものとする。

（部門及び研究部）

第 14 条 共同研究講座は、第 3 条の規定に関わらず、講座の部門、地域医療学センターの部門、分子病態治療研究センターの研究部、先端医療技術開発センターの部門又はオープンイノベーションセンターの部門として設置することができるものとする。

（雑則）

第 15 条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 15 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年規程第 21 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規程第 28 号)

この規程は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

共同研究講座設置申込書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

共同研究講座設置受入申出書

[別紙参照]